



平成 23 年 10 月 12 日

各位

会社名 株式会社 サンシテイ
代表者 代表取締役社長 米川 淳
証券コード 8910 東証第一部
問合せ先 取締役 経営企画担当 中井 唯雄
代表 03-3523-3410
直通 03-6386-3412

民事再生手続き開始決定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 12 日に仙台地方裁判所より、民事再生手続き開始決定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 民事再生手続き開始決定について

仙台地方裁判所平成 23 年（再）第 1 号再生手続き開始申立て事件（申立日：平成 23 年 9 月 26 日）について、平成 23 年 10 月 12 日付で仙台地方裁判所より民事再生手続き開始の決定が下されました。

2. 民事再生法による今後の届出及び手続き等について

(1) 再生債権届出	平成 23 年	11 月	11 日
(2) 財産目録等提出	平成 23 年	11 月	21 日
(3) 認否書の提出	平成 23 年	12 月	22 日
(4) 再生債権の一般調査	平成 24 年	1 月	6 日
		同	20 日
(5) 再生計画の提出	平成 24 年	3 月	5 日

(注) 一部の届出及び手続きが上記期日とは異なる期日に行われる可能性があります。

3. 当社株式の売買等について

すでにお知らせのとおり、当社は、平成 23 年 9 月 26 日に、上場維持を前提としない民事再生手続き開始の申立てを行いました。当社株式は、平成 23 年 10 月 26 日を最終取引日とし、翌 27 日をもって上場廃止となります。

大変多くの株主の皆様及び投資家より「上場廃止以後も保有するメリットはあるのか」という趣旨のご質問が寄せられております。このご質問は、当社の株式の完全減資の見込みに置き換えることができますが、現時点におきましては、完全減資が行われることは確定していないものの、当社のような業態の公開会社の民事再生においては、ほぼ全ての事例において、完全減資が行われております。完全減資が行われた株式については、それ以後、一般的には、株主の権利が全て消滅することにご留意ください。

以上